

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年10月1日～ 2022年3月31日

2. 内容

目標1：三歳以上の子を養育する職員に対する短時間勤務制度を拡充するため、育児のための短時間勤務の終期を延長する。

<対策>

- 2021年10月～ 2022年4月に施行される改正育児・介護休業法と合わせて制度を見直す。
- 2022年 3月～ 制度を改正、職員へ周知

目標2：年次有給休暇の取得の促進のため、年次有給休暇の計画的付与制度をさらに活用する。

<対策>

- 2021年10月～ 年次有給休暇の計画的付与制度を活用した年次有給休暇の取得促進策を検討する。
- 2022年 3月～ 活用策の実施、職員へ周知

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～ 2025年3月31日

2. 内容

目標：年次有給休暇の取得の促進のため、年次有給休暇の計画的付与制度をさらに活用する。

<対策>

- 2022年4月～ 年次有給休暇の取得促進策に必要な規定類の整備を行ったところであり、毎年度、取得促進に向けたフォローアップを行っていく。